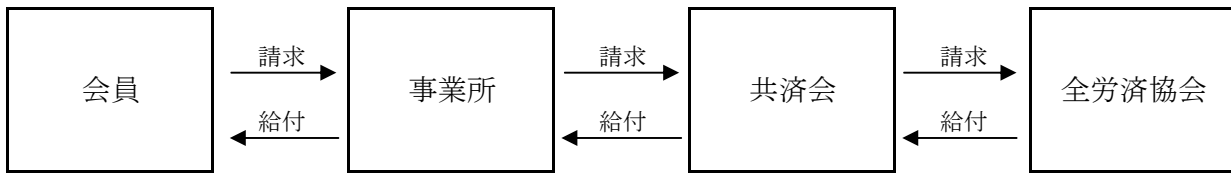


# 共済給付事業

共済会では、会員やご家族の方に御祝ごとや御見舞いごとがあったときに、「共済金」を給付致します。「共済金」は広範にわたる給付項目から成り立っています。これらの「共済金」については(財)全国勤労者福祉共済振興協会(全労済協会)と提携し、会員を被共済者とする再共済というかたちで共済会が掛金を支出します。



## こんな時共済金を給付します！



**出産**



**休業**



**永年勤続**



**結婚**



**災害**



**死亡**

# 富士吉田市勤労者共済会共済金給付規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、富士吉田市勤労者共済会規約(平成8年10月1日施行・以下「規約」という)第25条の規程に基づき、規約第4条第1号に規程する共済事業の実施による共済金の給付について、必要な事項を定めるものとする。

## (共済事業の実施)

第2条 本会が実施する共済事業の給付の範囲及び内容は、(別表:共済事由及び共済金額)に定めるとおりとする。

2 前項に規程する共済金は、本会と(財)全国勤労者福祉共済振興協会(以下「全労済協会」という)との間に締結する「慶弔(自治体提携用)共済に関する協定」に基づいて実施するものとする。

## (共済事業の細目)

第3条 本会が実施する共済事業に係わる認定基準、支給手続き、その他の細目については、この規程に定めるもののほか、全労済協会が定める慶弔共済給付金認定基準(別表:富士吉田市勤労者共済会給付金認定基準)の定めるところによる。

## (請求手続き)

第4条 会員に共済事由が発生したときは、共済金請求書に前条に規程する認定基準に定める書類を添え、事業所を経由して会長に提出するものとする。

2 会長は前項の規程により提出された共済金請求書の内容を審査し、適当と認めるときは共済金を給付するものとする。

## (給付の停止)

第5条 会員が規約に基づく会費の納入を怠っているときは、会長は当該会員に対する共済金の給付を停止することができる。

## (請求期間)

第6条 共済金の請求期間は共済事由の発生日から起算して2年以内とする。ただし各祝金に関してはこの限りではない。

## (虚偽又は不正の請求)

第7条 会員又は共済金の受取人が、虚偽又は不正の行為により共済金の給付を受けたことが明らかになったときは、会長は当該共済金の給付を取り消し、既に給付された共済金を返還させるものとする。

附則 この規約は平成18年4月1日から施行する。

## 共済金(祝金)認定基準

- 1 結婚祝金 (10,000円)
  - (1) 会員が結婚したときに給付する。
- 2 出生祝金 (7,000円)
  - (1) 会員の子が出生したときに給付する。
  - (2) 出生とは会員と配偶者との間に生まれた子の出生をいう。
  - (3) 双生児以上の出生は、1児につき1件として扱う。
  - (4) 流産・死産・生後14日以内の死亡は対象外とする。
- 3 入学祝金 (5,000円)
  - (1) 会員の子が小学校に入学したときに給付する。
  - (2) 会員の子とは会員と生計を一つにする会員の子(実子、養子、継子)とする。
  - (3) 「小学校に入学したとき」とは入学年の4月1日を基準日とする。
- 4 勤続祝金 (勤続10年 3,000円、勤続20年 6,000円、勤続30年 10,000円)
  - (1) 会員が同一事業所に連続して勤務したときに給付する。
  - (2) 会員が事業主の場合は、同一事業を営んだ期間とする。
  - (3) 上記の節目の年の給付となる為、それ以外の年数での請求は対象外とする。
- 5 退会餞別金 (在会5年以上10年未満 5,000円、在会10年以上 10,000円)
  - (1) 会員が同一事業所に連続して勤務した場合で、会員退会時に上記の条件を満たす会員に給付する。
  - (2) 5年以上とは5年を含み(5年0ヶ月)、10年未満とは10年丁度を含まない。

## 共済事由及び共済金額

共 済 事 由		給 付 金 額 (円)		
死 亡 弔 慰 金	7 1 歳 未 満	交 通 事 故	1,000,000	
		不 慮 の 事 故	600,000	
		そ の 他 の 原 因	400,000	
	7 1 歳 以 上	交 通 事 故	800,000	
		不 慮 の 事 故	400,000	
		そ の 他 の 原 因	200,000	
	配 偶 者		20,000	
	子 供		10,000	
親		10,000		
重 度 傷 害 見 舞 金	7 1 歳 未 満	交 通 事 故	上限額 1,000,000 下限額 24,000	
		不 慮 の 事 故	上限額 600,000 下限額 8,000	
		事 故 以 外 の 重 度 障 害		400,000
		7 1 歳 以 上	交 通 事 故	上限額 800,000 下限額 24,000
	不 慮 の 事 故		上限額 400,000 下限額 8,000	
	事 故 以 外 の 重 度 障 害		200,000	
	傷 病 見 舞 金		休 業 14 日 ~ 29 日 5,000 休 業 30 日 ~ 59 日 10,000 休 業 60 日 ~ 89 日 15,000 休 業 90 日 ~ 119 日 20,000 休 業 120 日 以 上 25,000	
	住 宅 災 害 見 舞 金	火 災 等	全 焼 ・ 全 壊	200,000
半 焼 ・ 半 壊 ( 最 高 )			180,000 以 内	
一 部 焼 ・ 壊 ( 最 高 )			60,000 以 内	
自 然 災 害		全 壊 ・ 流 失	60,000	
		半 壊	30,000	
		床 上 浸 水	上限額 30,000 下限額 2,000	
			一 部 壊	上限額 6,000 下限額 2,000
		同 居 親 族 の 死 亡 ( 一 人 )		10,000
祝 金	結 婚 祝 金		10,000	
	子 の 出 生		7,000	
	子 の 就 学 祝 金 ( 小 学 校 )		5,000	
	勤 続 祝 金 10 年		3,000	
	勤 続 祝 金 20 年		6,000	
	勤 続 祝 金 30 年		10,000	
退 会 餞 別 金	在 会 5 年 以 上 10 年 未 満		5,000	
	在 会 10 年 以 上		10,000	

# 共済事由ごと添付証明書

共済事由及び区分		添付する証明書類
死	普通死亡 重度障害	(1) 共済金請求書 (2) 慶弔共済事由発生報告書(本人死亡・後遺障害) (3) 医師の死亡診断書または死体検案書(写し可)・後遺障害診断書 ア) 発効日から2年以内の場合は当会指定の用紙 イ) 年齢条件により支払額が減額される場合(71歳以上)は、住民票、除籍謄本等死亡日の確認できる市町村役所またはその他公的機関で発行される証明書(写し可) (4) 被共済者と共済金受取人の関係(生計維持関係を含む)を証明するもの。(住民票、民生委員の証明書、家計簿1年分、税務申告書、勤務先の給与証明書、健康保険証等)ただし共済金が10万円未満の場合は省略できるものとする。 (5) 共済金受取人の印鑑証明書 ただし共済金が100万円未満の場合は省略できるものとする。
	不慮の事故 交通事故 死亡 後遺障害	(1) 共済金請求書 (2) 慶弔共済事由発生報告書(本人死亡・後遺障害) (3) 医師の死亡診断書、死体検案書または、市町村役所、その他公的機関で発行される死亡日・死因の記載のある証明書(写し可)・後遺障害診断書 (4) 事故である証明書(写し可):不慮の事故は(G)で可 A) 交通事故の場合 自動車安全運転センター各都道府県事務所の発行する交通事故証明書 B) エレベーター・エスカレーターの事故、建造物の倒壊、物の落下の場合 その建物等の管理者の事故証明 C) 列車、駅構内等の事故による場合 警察官、駅長、助役、専務車掌の証明書 D) 航空機、船舶の事故による場合 機長、船長、専務長、会社代表者の証明書 E) 道路通行中等の事故の場合 道路管理者の証明書 F) 交通事故であって自動車安全運転センター各都道府県事務所の交通事故罹災証明書がとれない場合 救急用自動車の出動証明書または労働者災害保障保険請求書ならびに支給決定通知・支払通知書の写し、公務災害認定申請書及び公務災害認定書の写し G) その他 交通事故である証拠書類のない場合には、当会が認めた目撃者(現認)証明書または示談書。 その他当会が認めるもの (5) 傷害事故発生通知書 ※ 事故発生から30日以内に提出します (6) 被共済者と共済金受取人の関係(生計維持関係を含む)を証明するもの。(住民票、民生委員の証明書、家計簿1年分、税務申告書、勤務先の給与証明書、健康保険証等) (7) 共済金受取人の印鑑証明書 ただし共済金が100万円未満の場合は省略できるものとする。
見舞金	会員	

共済事由及び区分		添付する証明書類
死亡見舞金	配偶者	① 共済金請求書 (共済会所定の用紙) ② 共済金請求書兼証明書 (全労済所定の用紙) ③ 慶弔共済事由発生証明書 (事業主の証明書) ④ 戸籍謄本 (写し可)
	子	※ 配偶者:内縁の場合はその他書類の提出を求めることがあります。 ※ 子:死産届(妊娠7ヶ月以上の死産含む)
	親	① 共済金請求書 (共済会所定の用紙) ② 共済金請求書兼証明書 (全労済所定の用紙) ③ 慶弔共済事由発生証明書 (事業主の証明書)
傷病見舞金	休業14日以上 休業30日以上 休業60日以上 休業90日以上 休業120日以上	① 共済金請求書 (共済会所定の用紙) ② 共済金請求書兼証明書 (全労済所定の用紙) ③ 慶弔共済事由発生証明書 (事業主の証明書)
住宅災害見舞金	火災、落雷、破裂、爆発 航空機の墜落、 車両の飛込み その他	① 共済金請求書 (共済会所定の用紙) ② 住宅災害等共済金請求書 (全労済所定の用紙) ③ 被災状況申告書 (全労済所定の用紙) ④ 罹災証明書 (消防署または地方公共団体で発行)
	自然災害	※ 現場調査が必要
	同居親族の死亡	※ 医師の死亡診断書 (写し可)
結婚祝金 子の出生祝金 子の就学祝金(小学校) 勤続祝金(10年、20年、30年) 退職餞別金	① 共済金請求書 (共済会所定の用紙) ② 共済金請求書兼証明書 (全労済所定の用紙) ③ 共済事由(祝金)発生証明書 (共済会所定の用紙)	

- ※ 請求期間は共済事由が発生した日より2年以内としますただし各種祝金に関してはこの限りではない
- ※ 添付する証明書は事由発生以後のものに限る
- ※ 会員の死亡、廃疾ならびに住宅災害につきましては、全労済で調査を行なう為給付まで多少日数がかかります
- ※ 勤続祝金については10、20、30年の節目の年に給付する為、それ以外の年数の方には給付できません

# 共済金請求書

## 富士吉田市勤労者共済会 共済金請求書

富士吉田市勤労者共済会会長 様

年 月 日

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ **社印**

事務担当者 \_\_\_\_\_

共済事由が発生しましたので、共済金を給付されたく証明書を添えて請求します。

会員氏名 \_\_\_\_\_

会員番号 

--	--	--	--

 - 

--	--	--

 \_\_\_\_\_

共済事由 \_\_\_\_\_

共済金額 \_\_\_\_\_ 円

銀行名	支店名	口座番号	口座人名義
銀行 金庫 組合	本店	普通	フリガナ
	支店	当座 貯蓄	
電話番号	( ) -		

※ 記入漏れ、ミス無いようお願い致します  
記入ミスによる振込不行の場合、別途手数料がかかります事をご了承下さい

## 領収書

給付金額 \_\_\_\_\_ 円

上記のとおり領収しました

富士吉田市勤労者共済会会長 様

年 月 日

会員氏名 \_\_\_\_\_ **印**

慶弔共済事由発生証明書

富士吉田市勤労者共済会  
慶弔共済事由発生証明書

富士吉田市勤労者共済会会長 様

年 月 日

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 社印

事務担当者 \_\_\_\_\_

会員氏名 \_\_\_\_\_ 印

会員番号 

--	--	--	--	--	--	--	--

 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 会員 \_\_\_\_\_ において \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

上記の共済事由が発生したことを証明いたします。

## 共済事由(祝金)発生証明書

富士吉田市勤労者共済会  
共済事由(祝金)発生証明書

富士吉田市勤労者共済会会長 様 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ **社印**

事務担当者 \_\_\_\_\_

会員氏名 \_\_\_\_\_ **印**

会員番号 

--	--	--	--

 — 

--	--	--	--

結婚			
配偶者氏名	配偶者生年月日	婚姻届出日	届出役所

子の出生		
産婦名	出産年月日	病院名

子の就学(小学校)		
子の氏名	子の生年月日	小学校名

勤続祝金		
勤続 10 年	勤続事由確定日	就職年月日
勤続 20 年		
勤続 30 年		

退会餞別金		
在会 5年以上10年未満	共済会加入日	共済会退会日
在会 10年以上		

上記の共済事由が発生したことを証明いたします。